

静岡県告示第310号

清水港江尻岸壁における漁船の岸壁使用料の収納事務を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 受託者の名称及び所在地
一般社団法人清水漁港振興会
静岡市清水区島崎町179番地の12
- 2 委託する事務の種類
清水港江尻岸壁における漁船の岸壁使用料の収納事務
- 3 委託する期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで